

住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰を受け、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯や、令和5年1月から10月までの間に家計が急変した世帯に対し、**1世帯当たり3万円**を支給します。

支給対象・手続き方法

※ 判定フローチャート(裏面)参照

いずれかにあてはまる世帯が対象です

「住民税が非課税」または
「住民税均等割のみ課税」の世帯
※令和4年中の収入に対する課税決定

予期せず令和5年1月～10月の
収入が減少し
「住民税が非課税相当」
の収入となった世帯

令和5年6月1日時点で
船橋市に住民登録のある方は
市から、**確認書**が届きます

申請が必要です

令和5年6月1日時点で船橋市に住民登録のある方は**コールセンター**(裏面)へお問い合わせください

返送が必要です

必要事項を記入し
返信用封筒で船橋市に**郵送**

必要事項を記入し
返信用封筒で船橋市に**郵送**

1世帯当たり3万円を振り込みます
給付金の振込目安:市が書類を受け付けてから概ね1カ月後

確認書・申請書の提出期限 : **令和5年10月31日(火)**

！ 給付金の「振り込み詐欺」
や「個人情報の詐取」に注意！

県や市、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

！ 子育て世帯生活支援特別給付金
(児童1人当たり5万円)

市では、低所得の子育て世帯に給付金を支給しています。詳しくはホームページをご覧ください。



対象者判定フローチャート



このフローチャートで給付金の支給対象になるか確認できます。

スタート

令和5年6月1日時点で、
船橋市に住民登録されている

いいえ

はい

令和5年度の
「住民税が非課税」
または
「均等割のみ課税」
で構成された世帯である

いいえ

家計急変

予期せず
令和5年1月から10月までに
収入が減少し、世帯全員が「住
民税非課税相当」になった

いいえ

支給対象ではありません

はい

はい

1 支給対象の可能性が あります

市から「確認書」が届きます。届かない場合は、コールセンターにご連絡ください
※令和5年1月2日以降に転入された方へは8月以降の発送となります

2 支給対象の可能性が あります (家計急変世帯向け)

申請が必要です。下記コールセンター
にお問い合わせください

※1世帯1回限り、①②の併給は不可

家計急変 判定方法イメージ

令和5年1月以降の
任意の1カ月収入

年収換算
(×12カ月)



扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額		非課税相当所得限度額
	年間収入	月額目安	
単身又は扶養親族がない場合	1 0 0 . 0 万円	8 万 3 , 3 3 3 円	4 5 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (1名) を扶養している場合	1 5 6 . 0 万円	1 3 万円	1 0 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計2名) を扶養している場合	2 0 5 . 7 万円	1 7 万 1 , 4 1 6 円	1 3 6 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計3名) を扶養している場合	2 5 5 . 7 万円	2 1 万 3 , 0 8 3 円	1 7 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計4名) を扶養している場合	3 0 5 . 7 万円	2 5 万 4 , 7 5 0 円	2 0 6 . 0 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 . 3 万円	1 7 万 2 5 0 円	1 3 5 . 0 万円

収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。収入限度額で要件を満たさない場合は1年間の所得限度額で判定します。

※非課税の公的年金収入(遺族・障害年金など)は含みません。

問い合わせ先

◎船橋市住民税非課税世帯等給付金コールセンター

0120-777-136 受付時間 9:00~18:00
※休業日:第1・3・5(土)とその翌日の(日)

●DV等で避難中の方でも受給できる場合があります。コールセンターへお問い合わせください

●詳細は市ホームページ(右コード)から見られます



◎船橋市相談窓口

船橋市湊町2-10-18
千葉県合同庁舎4階
受付時間 9:00 ~17:00
(平日のみ)